

（目的）

第1条 この助成金は株式会社日本財託からの寄附金を新宿区内の福祉施設・団体における備品整備・施設整備等の経費として助成事業の原資とすることにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

（助成の対象施設・団体）

第2条 助成施設・団体は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 事業を計画に従って遂行できる能力を有すること。
- (2) 代表者等の熱意、見識及び能力が信頼するに足るものであること。
- (3) 区内に所在する施設・団体であること。
- (4) 新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の会費会員であること。
- (5) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと。
- (6) 過去に助成金の交付を受けた団体の場合、当該助成事業について遅滞なく実績報告がなされていること。

（助成対象となる事業）

第3条 助成対象となる事業は、その備品購入・施設整備等がその施設・団体の目的遂行にかなうものであることとし、助成交付金額の上限については、下記のとおりとする。

- (1) 備品購入・修繕（上限20万円）
- (2) 施設整備・改修（上限50万円）

2 第1項第1号の対象となる備品は、下記のとおりとする。

- (1) 1万円以上の物品
- (2) 前年度の当助成金で同様の交付を受けていない物品
- (3) 助成金交付決定後、同年10月31日までに購入が可能な物品。

3 第1項第2号の対象となる施設整備・修繕は、下記のとおりとする。

- (1) 施設整備・修繕にかかる経費が1万円以上であること
- (2) 前年度の当助成金で同様の交付を受けていないこと
- (3) 助成金交付決定後、翌年1月31日までに整備・修繕を完了することが可能であること。

4 事業の実施時期は交付決定後とする。

(助成金選考委員会)

第4条 助成金の交付等に関して公平かつ客観的な審議を行うため、助成金選考委員会（以下「選考委員会という。」）を設置する。

- 2 選考委員会の組織については別に定める。
- 3 選考委員会での審議の結果、減額して助成する場合がある。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする施設・団体の代表者は、所定の申請書(様式1)に必要な事項を記入し、次に掲げる添付書類を添えて直接持参のうえ、協議会会長あて申請すること。

- (1) 定款、会則または会則に準ずるもの
 - (2) 役員名簿または会員名簿
 - (3) 経費見積書類(2社以上)及び説明資料
 - (4) 施設・団体の概要の分かる予算書・事業計画書及び決算書・事業報告書
 - (5) 事業案内等参考資料
 - (6) その他会長が必要と認める書類
- 2 助成金申請額の1,000円未満は切り捨てる。

(自己負担)

第6条 本助成金の申請においては、施設・団体には、原則として自己負担は求めないものとする。

(助成金の申請期間)

第7条 助成金の申請期間は6月20日～7月20日とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、申請受付を行わない。また、申請最終受付期間最終日が土曜日、日曜日または祝日となる場合は、その翌開所日までを受付期間とする。

(助成金の再募集)

第8条 第7条に定める申請期間における応募について、第10条により決定した助成金の交付総額が、当該年度第1条の寄附金額に達しなかった場合、再度、本助成金の交付申請について募集を行うことができる。

- 2 前項の募集に応募できる施設・団体は、第7条に定める申請期間に応募し、助成金の交付決定を受けたものを除く。
- 3 第1項により再募集を行う場合の助成金の対象となる事業及び申請期間は別に定める。

(執行残額の活用について)

第9条 予算執行残額が生じた場合は、株式会社日本財託と協議会が寄附金の活用について協議のうえ、選考委員会の承認を得て協議会が処理する。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、選考委員会の審議結果を受け、助成金交付の可否及び金額の決定を行い、速やかに様式2により申請施設・団体代表者に通知する。

2 助成金額は株式会社日本財託の寄附金額の範囲内で助成する。

(助成事業内容の変更)

第11条 助成金の交付を受けた施設・団体は、第5条の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、助成金変更申請書(様式3)により、速やかに会長に届け出て、承認を受けなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定により申請した品目及び施設整備・修繕の変更は、原則として認めない。

(実績報告)

第12条 助成施設・団体は、当該助成事業等の終了後、翌月の末日までに助成金交付事業実績報告書(様式4)に領収書の原本ほか関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けた施設・団体は、当該助成事業等に係る経理を明らかにし、関係書類を常に整備しておかなければならない。

3 当該助成事業の成果については、原則として公開するものとする。

4 第9条の規定に基づき寄附金の活用を図った場合は、協議会が行った処理について協議会が作成する事業報告書により報告を行うほか、前2項の規定に順ずるものとする。

(助成金交付事業の明示)

第13条 助成団体は、当助成金で購入した備品等に協議会が指定するロゴマークシールを貼付する。

(助成金の返還・精算)

第14条 会長は、助成施設・団体が次の各号の一に該当したときは、当該施設・団体に対し交付した助成金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 不正な方法により助成を受けたとき

(2) 当該助成事業を中止したとき

(3) 助成金を交付対象以外のものに使用したとき

- (4) 助成事業内容の変更の報告を行わなかったとき
- (5) 実施された助成事業の実績に基づき算出した助成金額が、既に交付した金額を下回るとき
- (6) 当該助成施設・団体が解散又は解散する予定となったとき、若しくは活動の実態がなくなったとき
- (7) 助成物件を不当に処分したとき
- (8) 第12条第1項に規定する実績報告を怠ったとき
- (9) その他、この要綱の規定に違反したとき

(助成物件の管理期間及び処分の制限)

第15条 協議会の助成を受けて当該助成施設・団体が整備した物件（1点の価格が10万円以上の構造物・設備・備品等）については、当該事業完了日の属する年度の終了後5年間に管理期間とする。

- (1) 管理期間内は、助成を受けて整備した物件の処分を禁止する。ただし、協議会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 第7条の助成金の申請期間は、平成24年度に限り8月1日～8月31日とし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 第7条の助成金の申請期間は、平成25年度に限り7月1日～8月31日とし、土曜日、日曜日及び祝日は除くものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。